

基本計画部会第3ワーキンググループ審議結果（案）

1 修正等が必要と考える箇所及び理由

(1) 第3－1－(2)ア「行政記録情報等の利活用の推進」

ビッグデータについては、本文において「国際的な動向も踏まえつつ、行政記録情報等を含むビッグデータの統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用について研究を進める。」とされているが、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）における取組の方向性に沿ったものであることがより明確となるよう、「国際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。」と修正することが適当である。

(2) 第3－1－(2)イ「社会保障・税番号制度の統計への活用」

社会保障・税番号制度の個人番号については、別表において「その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。」とされているが、統計の作成のために個人番号の情報を活用するものであることがより明確となるよう、「その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。」と修正することが適当である。

(3) 第3－1－(4)「統計基準等の見直し」

表章区分の在り方については、別表において「各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で」とされているが、表章区分の具体的な内容が明確となるよう、「各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で」と修正することが適当である。

(4) 第3－2－(2)「調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携」

本文において、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化等を図るための各府省の取組として記載している「③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置」については、その他の「①国直轄調査の導入」、「②調査対象業種や調査系統の見直し」、「④地域別表彰の充実・支援」、「⑤登録調査員の確保・育成」と平仄が合うよう、「③民間事業者のノウハウの活用」に修正することが適当である。

(5) 第3－2－(5)「民間事業者の活用」

民間事業者の活用については、本文において「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るために、適正に民間事業者を活用することが重要である。」とされているが、現在すでに約8割の統計調査において民間事業者の活用が図られている現状や民間事業者の活用の視点がより明確となるよう、

「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るために、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。」と修正することが適當である。なお、本文4段落目の「民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、」の部分については重複するため、削除することが適當である

また、「民間事業者の体制といった点に留意する必要がある。」については、留意点がより明確となるよう、「民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。」に修正することが適當である。

(6) 「第1－5 統計データの透明化・オープン化の推進」、第3－2－(5)「民間事業者の活用」及び第3－3－(2)「統計の品質保証活動の推進」

「プロセス保証」については、「第1－5 統計データの透明化・オープン化の推進」、「第3－2－(5) 民間事業者の活用」及び「第3－3－(2) 統計の品質保証活動の推進」において用いられていることから、最初の「第1－5 統計データの透明化・オープン化の推進」の該当箇所の注釈として、「統計調査の実施過程の効果的な管理方法の導入に関する取組」と追加することが適當である。なお、この注釈を入れることにより、「第3－3－(2) 統計の品質保証活動の推進」の本文の「統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である」と別表の「(統計調査の実施過程の管理方法等)」は削除することが適當である。

(7) 第3－3－(4)「統計リテラシーの向上」

統計倫理については、本文において「統計調査への協力並びに統計データを利用するためには必要な意識及び倫理観である」とされているが、第I期基本計画で定義付けられている「統計倫理」と変更されるものではないことが明確となるよう「統計の重要性を理解し、統計調査への協力とともに、統計データを利用するためには必要な意識、倫理観である」に修正することが適當である。

2 その他

第1－3「経済・社会の環境変化への的確な対応」

第3ワーキング・グループとしては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における実効性あるP D C Aの実行に対応するため、第1－3の三段落目に「さらに、基本方針を踏まえ、P D C Aサイクルの確立に資する統計の作成及び提供を一層推進する。」と追加することを提案する。